

2 | 元気づくりプログラム

① 住みやすさ向上プログラム

● 休日・夜間応急診療所機能の充実

- 成人を対象とした休日・夜間応急診療所の機能を充実した上で、恒久施設として整備するなど、初期救急医療体制の整備を進めます。
- 子どもを対象とした休日・夜間応急診療所については、より安心して受診できる診療体制の整備を進めます。

▶目標別計画 P101

● 二次救急医療体制の充実

- 現在編成されている輪番制の体制等について検討を行うなど、二次救急医療体制を充実します。

▶目標別計画 P101

● 高齢者在宅健康生活支援の充実

- 生活・介護支援センターによる定期的な訪問や電話による話し相手、簡易な生活支援、また地域の方々と気軽に集いふれあえるサロンへの参加などのサービスを高齢者が気軽に受けれるよう、生活・介護支援センターのさらなる養成を行うとともに、生活・介護支援センターが活動しやすい仕組づくりや支援を行います。

▶目標別計画 P107

● 要介護高齢者への支援

- 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護高齢者に対する介護老人福祉施設や医療の面をより重視した介護老人保健施設、また、在宅生活が困難な要介護高齢者に対する特定施設入居者生活介護のほか、要介護状態になる前から安心して老後の生活を営むための有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、要介護・要支援の度合いや高齢者、その家族のニーズに応じて、多様な施設や住まい、サービスの選択が可能となるよう取り組みます。

▶目標別計画 P108

● 新斎場の整備

- 平成27年1月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
- 新斎場の整備に当たっては、PF手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

▶目標別計画 P69

● 環境共生社会の実現に向けた活動推進

(1) 自主的な環境活動の支援

- エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。
- 子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。
- 「ごみゼロの日」、「環境月間」、「3R月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

(2) 環境学習推進施設の整備推進

- 環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進し、市民の意見を反映した学習内容を実施します。

▶目標別計画 P46

● 終わりなき防災施策の強化

(1) 災害対応力の強化

① 地域防災力の強化

- 災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」とともに、「自助」・「共助」が不可欠です。そして自分の身を自分の努力で守る、「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む、「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。

- 東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等も踏まえ、平成24・25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、不断の取組として津市地域防災

計画の見直しを進め、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応していきます。

(2) 津波対策の推進

①津波避難ビル

- 避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などが、緊急かつ一時的に避難できる津波避難ビルとして、民間施設や市有施設の指定を進めるとともに、国・県有施設の指定も併せて進めます。

②津波避難協力ビル

- 津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めます。

③津波緊急避難場所

- 津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付け階段の整備及び改修を行います。
- 津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。

④海拔・標高・誘導表示

- 津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及びカーブミラーや電柱に海拔表示の設置を進めます。
- 各地域の津波避難計画に基づいた津波避難誘導表示や津波避難ビル等への避難誘導表示の設置を進めます。
- 地震防災マップや沿岸地域標高マップの内容を更新するなど状況の変化に応じた対応を行います。
- 市民が安全な場所に速やかに避難できるよう、避難所、一時避難場所及び避難経路を広く周知します。

⑤津波避難計画

- 本市では、津波が到達するまでの一定の時間を有効に活用し、「より遠く」「より高い場所」へと、津波浸水予測地域外の避難所や

高台等の安全な場所に避難することで、自らが命を守ることを基本とし、津波避難の支援対策として三重県が想定する巨大地震(M9.0)の津波による浸水が予測される地域内の自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援を行います。

(3) 情報収集・伝達体制の強化

①防災行政無線の充実

- 災害時に迅速かつ的確な情報伝達が可能となるよう、デジタル同報系防災行政無線の適切な管理運営を行います。
- 市及び防災関係機関相互の情報通信体制を確保するため、デジタル移動系防災行政無線の整備を進めます。
- 電波伝搬状況が厳しい山間地域や孤立集落対策として衛星携帯電話の配備等、非常通信手段を確保し、情報連絡体制を強化します。

②情報収集・発信体制の強化

- 災害時における地域等からの情報も含めた災害対策本部各部と各支部の情報収集・連絡体制の強化を図るとともに、迅速かつ的確な情報を発信する体制を強化します。
- 広域的な支援や的確な災害対応につながるよう、国、県、防災関係機関等との密接な連携のもと、迅速な情報等の収集・共有を図ります。
- 防災情報メール、ファクス配信の登録を進め、防災情報メールシステムの機能を活用します。
- インターネットのポータルサイト運営会社との協定締結により、大規模災害時における市ホームページのキャッシュサイト設置によるアクセスの負荷軽減や、運営会社のポータルサイトへの防災情報の掲載など、情報発信体制を強化します。
- 遠隔地の自治体との災害時の情報発信に関する相互応援協定に基づき、ブログ等を活用した情報掲載の代行による大規模災害発生時における情報発信体制を強化します。

③わかりやすい情報の伝達

- サイレン音の活用など、より伝わりやすい情報伝達体制を充実します。

(4) 避難体制の強化

①避難所・福祉避難所の拡充

- 津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所を開設しないこととしており、沿岸部からの多数の避難者を受け入れるための避難所数を拡充します。
- 迅速かつ的確な避難が可能となるよう各避難所への案内表示の設置を進めます。
- 災害時の避難生活において、災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の指定を進めます。

②備蓄・機器類の充実

- 三重県が想定する巨大地震(M9.0)による津波浸水予測地域の広がりに対応するため、災害用備蓄品の備蓄計画を見直すとともに、高齢者や障がい者(児)などの災害時要援護者や女性の視点等を取り入れるなど、さまざまなニーズに応じた災害用備蓄品を充実します。
- 孤立集落対策として、災害用備蓄品及び備蓄倉庫を充実します。
- 上水道施設が被災し、使用が不可能となった場合に供給可能な井戸を災害時協力井戸として活用し、災害時の生活用水の確保につなげます。

③避難所マネジメントシステムの構築

- 大規模災害発生においては、数多くの住民が避難し、避難所開設・運営に混乱を来す可能性が考えられることから、各避難所における避難者数及び開設状況、必要物資等を把握し、迅速・適切な避難所管理を行うためのシステムを構築します。

④避難判断マニュアルの見直し

- 住民が迅速かつ円滑に避難できるよう避難判断の的確化が必要であることから、さまざまな災害に対する避難勧告等の出し方の見直しをはじめ、災害対策本部や関係各部の準備体制を強化します。
- 避難勧告等を発令するに当たり、河川、ダム等の施設管理者である国・県の関係機関との連携を強化します。

(5) 避難所の開設・運営体制の充実

- 避難者が安心して一時的な生活ができるよう、避難所及び福祉避難所の運営体制を充実します。
- 地域住民や避難者が自主的に運営できる避難所の体制整備に向けた取組として、避難所運営委員会の設立に向けての支援を進めます。
- 避難所運営委員会の設立に当たっては、女性や各世代の多様な意見を反映できる体制となるよう努めます。

⑥災害時要援護者の避難支援

- 高齢者や障がい者(児)などの災害時要援護者が適切に避難するためには、地域の住民による「共助」が重要となることから、地域による避難支援体制づくりと、災害時要援護者に配慮した避難計画となるよう支援を行います。
- 災害時要援護者を含めた地域での防災訓練の開催を支援します。

(5) 応急対策の強化

①災害時応援協定の推進

- 他の自治体や民間団体・企業との災害時応援協定の締結をより一層進め、広域的な防災体制や協力体制を充実します。

②防災物流施設の整備

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害を踏まえ、被災者支援を円滑に行うためには、陸海空路による多様な輸送体制の構築が必要なことから、津松阪港伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートを活用した津市防災物流施設の整備を進めます。

③ボランティア活動支援体制の準備

- 災害時における被災者への支援には、ボランティア活動の有効性、有益性が過去の大規模災害において改めて認識されていることから、平常時から、ボランティア活動に携わる団体など関係機関との連携を強化するとともに、協力体制を構築します。
- 災害発生時におけるボランティアの受け入れや活動の拠点とな

る災害ボランティアセンターの体制づくりを津市社会福祉協議会と連携して進めます。

(6) 災害対策の体制強化

①訓練の充実

- 災害対策本部各部の連携体制や、災害情報管理システムの運用等、各種の検証を行うため、さまざまな被害想定による図上訓練を実施します。
- 職員収集システムを活用した職員の非常収集訓練を実施し、情報伝達、収集状況、指揮体制の状況等について検証を行い、適切な初動対応が可能な体制づくりを進めます。
- 三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携による総合防災訓練・図上訓練を実施します。

②災害対策本部の機能充実

- 災害の状況に応じてより適切な対応ができるように、職員2,500人体制に応じた職員の有効活用など、災害対策本部の組織体制を見直します。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応するためには、県と市が一体となった協力体制が必要であることから、津市災害対策本部への県職員の派遣等、三重県との協力体制を構築します。
- 広域的な防災体制や官民が連携した相互体制を充実させるため、防災機関合同研修会等を通じ、三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携を強化します。
- 災害対策本部が設置される本庁舎の非常用電源の確保や通信体制等の機能強化を進めます。
- 災害対策本部予備施設の準備運営体制の備えを強化します。

③津市防災会議の活性化

- 国、県及びライフライン関係機関をはじめとする各防災関係機関の代表者で構成する防災会議は、災害対策基本法の改正により、地域に係る防災に関する重要事項の審議並びに重要事項に関し市長に意見を述べることと規定されていることから、本市の災害対策の強化に向けて、定期的に防災会議を開催します。

● 老若男女すべての方が安心できる力強い防災対策を進めるため、女性委員の登用をはじめ、多様な視点からの意見を伺うための委員の参画を進めます。

④防災アドバイザーからの助言

- 高度の学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的見地から助言を受け、災害対応力の向上につなげます。

(7) 自主防災力の強化

①組織強化

- 津市自主防災協議会や各支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援します。
- 各地域の自主防災組織の活性化に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。
- 女性や各世代の多様な意見を活動に反映させるため、活動への参画を促進します。

②活動支援

- 大規模地震や風水害等の災害に的確に対応するため、地域の実情に応じた避難計画の策定が必要であることから、津波浸水予測地域外においても、小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、防災及び避難計画の作成支援を行います。
- 地域における相互の連携強化や防災意識の高揚のため、自主防災協議会支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援する制度の活用を促進します。
- 組織の活性化に向けた支援制度の活用を促進します。

③人材育成

- 市民との協働による津市民防災大学を開講し、地域の防災リーダー教育を推進します。
- 三重県防災コーディネーター、津市民防災大学の修了生など、地域の防災知識を有する人材バンクの登録制度を創設し、人材の有効活用を図ります。

④資機材の支援

- 共助の観点から、自主防災活動の活性化及び災害時における各種防災資機材、非常食等の整備を目的とした支援制度の活用を促進します。

(8) 予防力の強化**①建築物の耐震化**

- 住宅の耐震化については、大規模地震からの被害を軽減する有効な方策であることから、木造住宅の耐震化が図れるよう、国と同様に、平成27年度末までに耐震化率90%を本市の目標値としており、その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を強く推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。
- 家具等転倒防止対策については、身近で取り組みやすい地震対策であることから、支援制度の充実を図りながら、その取組に係る周知・啓発を徹底します。
- 住宅以外の耐震化については、国の目標値として平成27年度までに多数の者が利用する施設の耐震化率を90%、また三重県においては平成27年度末までに県有及び市有の特定建築物について耐震化率を100%と設定しています。本市においては、平成27年度末までに特定建築物の耐震化率を90%、市有建築物のうち特定建築物である施設及び特定建築物に該当しないものの災害時に機能を維持する必要のある施設の耐震化率を100%としており、その達成に向けて耐震化を計画的に進めます。

②防災意識の啓発

- 防災・減災に関する意識の啓発を図るため、広報紙や市ホームページ、各種メディア、地域の防災学習会等を通じて防災に関する情報を提供します。
- 市民の防災意識の高揚を図るため、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。

- 企業等における防災対策の取組を促進するため、防災研修会等の機会を通じ、周知啓発に努めます。

③防災教育

- 将来の地域防災を支える子どもたちと、家庭の防災意識の向上を図るため、防災こども教室を開催します。
- 地域防災力の向上を図るため、学校で行われる防災教育への支援を行います。

▶目標別計画 P75

● 災害に強いまちづくりの推進**(1) 災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進**

- ①防災・減災の視点に立脚したまちづくりの推進
- 防災・減災の考え方に基づき、災害に強いまちづくりを推進し、市民のいのちを守るために、常に防災・減災を意識した都市の整備を進めます。

②災害に強いまちの形成

- 密集市街地の改善や河川・海岸における堤防の耐震化など、災害に強い市街地の形成に向けた整備を促進します。
- 緊急車両の進入が可能な道路幅員の確保と、災害時に円滑な避難ができるよう、路肩のカラー舗装化による歩車道分離やソーラー照明灯の設置など、避難路として利用することができる道路の整備を推進します。
- 緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。
- 夜間停電時の安全確保のため、ソーラー照明灯の設置を進めるなど、災害時の活用を考慮した公園整備を検討します。

(2) 治水対策の推進

- ①津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進
- 津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の早期完成に向け、強く働きかけます。

②海岸堤防の整備促進

- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。

③主要河川の整備及び維持管理の促進

- 国管理の雲出川・雲出古川・波瀬川の計画的な整備計画の進捗及び適切な維持管理を促進します。
- 県管理の相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・穴倉川・美濃屋川）、岩田川水系（岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）、田中川水系（田中川）、中ノ川水系（中ノ川）などの二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。
- 津波被害が想定されている区域内においては、津波の遡上も考慮に入れた河川改修について、海岸整備事業と併せた一貫的な整備の早期事業化を促進します。

④準用河川等の維持管理

- 準用河川や調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕など、適切な維持管理を行います。

⑤雨水排水対策の推進

- 総合的な浸水対策事業（市内排水路、下水道雨水幹線、貯留槽の整備）を図るとともに、排水機場等の整備と適切な維持管理など雨水排水対策を進めます。

(3) 治山対策等の推進**①森林の公益性を重視した治山の推進**

- 山地災害防止機能など森林の持つ公益的機能を保全し、土砂流出や地すべりの防止、下流域での水害を未然に防ぐ森林の保水力の維持など災害に強い森林づくりを促進します。

②山地災害危険地区対策の促進

- 三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。

- 山地災害危険地区における土砂災害防止のための対策を促進します。

③砂防・急傾斜地崩壊対策の促進

- 三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。
- 土砂災害から人命を守るため、三重県に対し砂防・急傾斜地崩壊対策事業を促進します。

④土砂災害防止対策の推進

- 土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、指定を受けた区域内において、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や素早い避難が可能となるよう、警戒避難体制の整備を進めます。

▶目標別計画 P84

● 水道管路の耐震化

- 東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び基幹管路等の耐震化を進めます。

▶目標別計画 P62

● 橋梁の長寿命化

- 橋梁の耐震補強、長寿命化を推進します。

▶目標別計画 P68

● 消防施設・通信指令システムの整備推進**(1) 消防施設・車両の充実**

- 消防庁舎の建て替えや消防車両・消防資機材の高機能化等により、消防力を計画的に強化します。

(2) 通信指令システムの充実

- 消防救急無線については、移行期限までにデジタル化を実施するとともに、消防指令システムを更新し、消防におけるICTの高度化を推進します。

▶目標別計画 P87

② 元気な人づくりプログラム

● 新中央公民館の展開

- 新中央公民館では、市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づくりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館事業を創出します。

▶目標別計画 P138

● ニーズに応える市民活動の支援

- 団体等から求められるニーズを把握し、事務機能のサポートなどの運営支援を充実します。
- 団体等のネットワークを構築し、団体相互の情報交換や人のつながりの場を提供していきます。
- 広報紙や市ホームページなどの多様な広報媒体の活用により市民活動団体の情報発信を支援します。
- 津市市民活動センターや市内の公共施設を活用し、団体等の活動環境を充実します。
- 地域の課題解決に向けた団体等の活動を支援します。

▶目標別計画 P205

③ 若者定住プログラム

● 定住の促進

- 就業支援や起業支援、企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の「住みやすさ」を活かした定住促進に取り組みます。

▶目標別計画 P55

● 津市独自のこども園の設置

- 小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

▶目標別計画 P115・129

● 発達支援センターの設置

- 子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。

▶目標別計画 P116

● 教育環境の整備

- 老朽化した学校施設を大規模改修したり、プレハブ校舎の解消に向けて校舎を増築するなど、安全で快適な学校環境を整備します。
- 学校施設のトイレを改修し洋式化するなど、快適な学校環境を整備します。

▶目標別計画 P133

● ワーク・ライフ・バランスの推進

- みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。
- 仕事と生活の無理のない調和をめざした啓発と、実現しやすい環境の整備を推進します。
- あらゆる場での男女共同参画を促進するため、女性のチャレンジ支援などを行います。
- 悩みや心配事等に対して、カウンセラーや弁護士等による相談・支援体制を充実します。

▶目標別計画 P116・209

④ 交流による活力創造プログラム

● 商店街の振興

- 中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。
- 中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
- 中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元

企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。

- 中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。
- 各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。

▶目標別計画 P170

● 河芸道の駅の整備推進

- 河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

▶目標別計画 P180

● 人々が行き交う津づくり

(1) 観光交流人口の増加

- 催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。

(2) コンベンションの誘致

- 県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティプロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

(3) イベントを活かした交流の推進

- 津まつりや津花火大会、サマーフェスティンひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人が楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。

●地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

(4) 見どころの魅力向上

- 津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。
- 神原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
- 一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
- 本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- 観光案内所の整備・充実に取り組みます。
- 外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。

▶目標別計画 P191

⑤ 津らしさ実感プログラム

● シティプロモーションの推進

- 世界を視野に入れ、インターネットをはじめ、あらゆる情報発信手段を有機的に結び付けることで、さまざまな分野における本市の政策・魅力を効果的に発信します。
- 三重県や近隣市町、企業等との連携により首都圏におけるネットワークを活かしたシティプロモーション活動を開展します。
- 本市のキャラクターなどを活用することにより、話題性のある情報発信を行うとともに、さらにその全国的なネットワークを活用し、幅広く本市の魅力を情報発信します。

- さまざまな取組を通して、市民自らが本市の魅力を感じ、そのことに誇りを持って津市をアピールできるよう環境づくりを進めます。
- より幅広い分野における本市の魅力発信を行うため、市民や企業などからの情報収集を強化するとともに、市民や企業などが自ら本市のセールスマントなる情報発信を推進します。

▶計画を推進するために P259

● 総合支所と地域住民との協働

(1) 地域課題の解決に向けた機能強化

- 地域の思いや要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立った本庁との連携を図ります。
- 地域住民の生活に密着した要望等に即答・即応するため、権限・財源・人員などの総合支所の機能を強化します。

(2) 地域づくりの推進体制の強化

- 地域に密着した政策立案の総合調整を行う地域政策会議を開催するなど、地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。
- 地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援し、地域住民との協働体制を強化します。
- 地域の課題解決や地域づくりに向けた、地域住民間の対話の場や地域住民と総合支所との対話の場を創出します。

(3) 総合支所の特性を活かしたワンストップサービスの推進

- 行政機能が凝縮されている総合支所の特性を活かし、関連する部署との連携強化による地域課題の解決に向けた一元的な対応を行います。

▶目標別計画 P216

● 即答・即応し実現する市役所づくり

- 受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体的な施策へ反映するため、職員の意識改革を行い、職員一人ひとりの能力向

上を図ります。

- 課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます。
- 市民からの要望や地域の課題等への対応状況を常に職員が共有し、課題等がないがしろにすることがないよう、全職員が一丸となって課題解決に向けた取組を進めます。
- 課題等への対応においては、縦割りではなく、関係所管の横の連携により取り組むほか、市民活動団体等の交流や情報交換の充実により構築されたネットワークを活用するなど、さまざまな角度からアプローチします。

▶目標別計画 P214